

ID: 113

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	助成金の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町老人医療費助成に関する条例 第11条		
例 規 番 号	昭和57年 条例第37号		
<p>【根拠条文】 (助成金の返還) 第十一条 町長は、虚偽その他不正な行為によりこの条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日